

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第 1 章～第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

1 (略)

2 情報提供サービス

種 類
(略)

(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

附 則 (令和 2 年 6 月 26 日経企第 788 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

( i Bodymo に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている i Bodymo の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(その他)

4 経企第 29 号 (令和 2 年 4 月 2 日) の附則第 3 項中、「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までの間」に改めます。

[ 現 行 ]

第 1 章～第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

1 (略)

2 情報提供サービス

種 類
(略)
i Bodymo

(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

- 附 則（令和 2 年 6 月 26 日経企第 788 号）  
（実施期日）
- 1 この附則は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。  
（経過措置）
  - 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。  
（その他）
  - 3 経企第 3254 号（令和 2 年 3 月 26 日）の附則第 3 項 29 号のイを次のように改めます。  
イ 当社は、アに規定する情報提供サービス（ i Bodymo を除きます。）に係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりその情報提供サービスを提供します。
  - 4 経企第 29 号（令和 2 年 4 月 2 日）の附則第 3 項中、「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までの間」に改めます。

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>附 則（令和2年6月26日経企第788号）</p> <p>1 この附則は令和2年7月1日から実施します。 （ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用）</p> <p>2 当社は、この附則実施の日から令和3年1月29日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であって、令和3年7月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費、交換機工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。</p> <p>(1) 第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限りま す。）に関する接続方式に係る品目をLAN方式又はVDSL方式から光配線方式へ変更するとき。</p> <p>(2) 第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、 接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限ります。）に係る一般契約の解除と同時に新たに第1 種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方 式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）に係る定期契約を締結するとき、又は第1種契約（通信速度種別に係る品 目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式若し くはVDSL方式であるものに限ります。）に係る定期契約の解除と同時に新たに第1種契約（通信速度種別に係る品目が10 Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるもの に限ります。）に係る一般契約を締結するとき。</p> <p>(3) 特定F T T H事業者（東日本電信電話株式会社に限ります。）が定める契約約款に規定する契約（メニュー5－2における 提供の形による細目がⅡ－1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1－2型又はグレード2のものに限りま す。）について、サービス転用により、当社とI P通信網契約（第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び 基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）を締結 するとき。</p> <p>(4) 当社以外の電気通信事業者が提供するI P通信網サービスに係る契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基 本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式又はVDSL方式であると当社が 認めるものに限ります。）について、事業者変更を利用して当社とI P通信網契約（第1種契約（通信速度種別に係る品目が 10Gタイプ通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方 式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）を締結するとき。</p>	<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p>

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第11章 (略)

料金表  
通則 (略)

別表 1～4 (略)

別表 5 国際無線 I P に係る外国の電気通信事業者等

事業者名
(略)
(略)

附 則 (令和 2 年 6 月 26 日経企第 788 号)  
この改正規定は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。

[ 現 行 ]

第1章～第11章 (略)

料金表  
通則 (略)

別表 1～4 (略)

別表 5 国際無線 I P に係る外国の電気通信事業者等

事業者名
(略)
<u>China Mobile Communications Corporation</u>
<u>Chunghwa Telecom Co., Ltd.</u>
(略)